

香取広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団等排除措置要綱

平成 28 年 10 月 19 日

告示第 3 号

改正 平成29年 3 月 17 日告示第 1 号

令和 4 年 3 月 30 日告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この告示は、香取広域市町村圏事務組合暴力団排除条例（平成 28 年香取広域市町村圏事務組合条例第 9 号）に基づき、香取広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が発注する工事等の契約から暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の介入を排除する措置について、法令等に特別な定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等の契約 建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供、賃貸借並びに財産の買入れ、売払い、貸付契約等の組合が発注する全ての契約をいう。
- (2) 入札参加資格 工事等の契約に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び第 167 条の 5 の規定に基づく一般競争入札の参加資格並びに同施行令第 167 条の 11 の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (3) 有資格者 前号の資格を有するものをいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(管轄警察署への照会)

第 3 条 管理者は、千葉県警察以外の機関等から有資格者又は工事等の契約若しくは当該契約に関連する契約を締結し、若しくは締結しようとする者が、別表

第1に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報提供があったとき、又は必要があると認めるときは、組合事務所を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）に対して照会するものとする。

（入札参加除外措置）

第4条 管理者は、有資格者が措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、第15条に規定する香取広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団等排除措置審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、当該措置要件について別表第1に定める期間、当該有資格者を入札から除外する措置（以下「入札参加除外措置」という。）を行うものとする。ただし、管理者が審査会の審議を経る必要がないと認めるときは、審査会の審議を経ることなく、当該有資格者に対して入札参加除外措置を行うことができる。

（入札参加除外の通知）

第5条 管理者は、前条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、別記第1号様式により当該入札参加除外措置を受けた有資格者（以下「入札参加除外者」という。）に通知するものとする。ただし、管理者が通知する必要がないと認められる相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

（入札参加除外措置の解除等）

第6条 管理者は、入札参加除外措置を行った日から別表第1に定める期間を経過し、かつ、入札参加除外者から別記第2号様式により入札参加除外措置解除の申し出があり、改善されたと認められるときは、審査会の審議を経て、当該入札参加除外措置を解除するものとする。ただし、改善されたと認められないときは、審査会の審議を経て、当該入札参加除外措置を継続するものとする。

2 管理者は、前項の規定により、入札参加除外措置の解除又は継続を行ったときは、別記第3号様式により当該入札参加除外者に通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により審査会の審議を行う場合において必要があると認めるときは、当該入札参加除外者に対して、いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

（一般競争入札からの排除）

第7条 管理者は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加除外者の入札参加資格を認めないものとする。

2 管理者は、入札参加資格を認めた者が開札までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

3 管理者は、落札決定された者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すものとする。

(指名競争入札からの排除)

第8条 管理者は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加除外者を指名しないものとする。

2 管理者は、指名を受けた者が開札までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

3 管理者は、落札決定された者が契約の締結までの間に入札参加除外措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 管理者は、措置要件のいずれかに該当する者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を得たときは、この限りではない。

(下請契約等の禁止)

第10条 管理者は、措置要件のいずれかに該当する者を、工事等の契約の下請契約その他当該契約に関連する契約（二次以降の下請契約その他当該契約に関連する契約を含む。以下「下請契約」という。）の相手方（以下「下請負人等」という。）とすることを認めてはならない。

2 管理者は、工事等の契約の相手方が、措置要件のいずれかに該当する者を下請負人等としていたときは、当該契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約を解除するよう求めることができる。

(契約の解除)

第11条 管理者は、工事等の契約の相手方が次の各号に該当する場合に、当該契約の解除ができるように契約条項を整えるものとする。

(1) 措置要件のいずれかに該当すると認められるとき。

(2) 下請契約等の契約に当たり、下請負人等が措置要件のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該下請契約等を締結したと認められるとき。

- (3) 前号に該当する場合のほか、管理者から、措置要件のいずれかに該当する者を相手方とする下請契約等の解除を求められたにも関わらず、これに従わなかったとき。

(準用)

第12条 第3条から前条までの規定は、入札参加除外者又は措置要件に該当する入札参加資格を有しない者を構成員又は組合員とする共同企業体、事業協同組合等について準用する。

(不当要求等に対する措置)

第13条 管理者は、工事等の契約の相手方が、当該契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から工事若しくは業務妨害又は不当要求（以下「不当要求等」という。）を受けたときは、速やかに報告を求め、警察へ届け出るよう指導しなければならない。

2 管理者は、工事等の契約の相手方が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人等が暴力団又は暴力団員から不当要求等を受けたときは、当該契約の相手方が当該下請負人等に対し報告を求め、警察へ届け出るよう指導するように求めるものとする。

3 管理者は、工事等の契約の相手方又は下請負人等が前2項の不当要求等を受け、当該契約の履行の遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、当該契約の相手方が前2項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、履行期限の延長等の措置を講ずるものとする。

(関係機関への協力要請)

第14条 管理者は、この告示に基づく措置を実効あるものにするため、千葉県警察その他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第15条 組合に、審査会を設置する。

2 審査会は、管轄警察署から提供された情報に基づき、入札参加除外措置に関する事項その他工事等の契約からの暴力団等の介入の排除に関し必要な事項について審議を行う。

3 審査会は、管轄警察署との密接な連携の下に運営するものとする。

(組織)

第16条 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は事務局長とし、委員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第17条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要の都度招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 事案が緊急を要し、会議を開くことが困難なときは、回議をもって会議に代えることができる。

(公表)

第18条 管理者は、第4条の規定により入札参加除外措置を行ったときは、当該入札参加除外者の商号又は名称、所在地並びに入札参加措置の期間及び事由を公表するものとする。

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、管理者の定める機関において処理する。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年10月19日から施行する。

附 則（平成29年3月17日告示第1号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第1号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条、第6条第1項）

措 置 要 件	期 間
<p>1 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から12箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>3 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>4 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>
<p>5 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は1から4に該当する法人等であることを知りながらこれを不正に利用するなどしていると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6箇月を経過し、かつ、改善されたと認められるまで</p>

別表第2（第16条第2項）

職 名
事務局長
総務課長
業務課長
消防長
消防次長
予防課長
警防課長

別記

第1号様式（第5条）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

入札参加除外措置通知書

このたび貴社を、香取広域市町村圏事務組合契約に係る暴力団等排除措置要綱第4条の規定により、次のとおり入札参加除外措置をしたので通知します。

記

1 入札参加除外措置の期間

年 月 日から 年 月 日まで

（ただし、当該措置期間内に改善されないときは、改善されたと認められる日まで当該措置を継続する。）

2 入札参加除外措置の事由

3 入札参加除外措置の内容

4 その他

第2号様式（第6条第1項）

第 号
年 月 日

香取広域市町村圏事務組合

管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入札参加除外措置解除申出書

年 月 日付け 第 号により入札参加除外措置を受けましたが、入札参加除外措置の事由となった事実について、別添のとおり改善しましたので、入札参加除外措置の解除をお願いします。

第3号様式（第6条第2項）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

入札参加除外措置解除（継続）通知書

年 月 日付け 第 号をもって、貴 に対して入札参加除外措置を行った旨を通知したところであるが、当該入札参加除外措置の事由となった行為に改善が認められたため、当該入札参加除外措置を解除したので通知します。

（又は、年 月 日付け 第 号をもって、貴 に対して入札参加除外措置を行った旨を通知したところであるが、当該入札参加除外措置の事由となった行為に改善が認められなかったため、当該入札参加除外措置を継続します。）